

6 地域の国土強靱化の取組への支援について

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、広範囲に甚大な被害をもたらした。続けて、8月8日には日向灘を震源とする大きな地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、大規模地震発生に対する緊張感が高まっている。それに加えて、関東地方では、首都直下地震の切迫性が指摘されている。

さらに、気候変動の影響に伴い風水害は激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和5年6月梅雨前線及び台風第2号による大雨、同年9月の台風第13号による大雨、令和6年8月の台風第10号による大雨など、毎年のように大きな被害が発生している。

切迫する大規模地震への備え、激甚化・頻発化する風水害への対策など、国土強靱化に向けた取組の重要性が高まっており、これらを着実に推進していくためには、国の継続した財政措置が不可欠である。

ついては、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 改正国土強靱化基本法を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策完了後においても切れ目なく、継続的・安定的に地域の国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年以内に策定し、必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保すること。その他必要な社会資本整備予算についても、事業推進に必要な予算・財源を、当初予算において安定的に確保し配分すること。
- 2 地域の国土強靱化の取組と連携し、国と地方との役割分担を踏まえた上で、国が責任を負うべき河川、道路などの着実な整備を図ること。